

令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（総務省）

項 目 名	第 1 次国土強靱化実施中期計画等を踏まえた財源確保方策の検討の開始		
税 目			
要 望 の 内 容	第 1 次国土強靱化実施中期計画及び経済財政運営と改革の基本方針 2025 において、「実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。」と記載されたことを踏まえて財源確保方策の検討を関係府省庁（注）において開始する。 （注）関係府省庁は、内閣官房、内閣府、警察庁、こども家庭庁、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 国土強靱化を推進するに当たり、安定的な財源を確保すること。 (2) 施策の必要性 気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や、切迫する南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの大規模地震から、国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組を切れ目なく推進する必要がある。 「第 1 次国土強靱化実施中期計画」（令和 7 年 6 月 6 日閣議決定）においては、令和 8 年度からの令和 12 年度までの計画期間内に実施すべき施策（全 326 施策）を位置付けるとともに、そのうち推進が特に必要となる施策（全 114 施策）及びその事業規模（おおむね 20 兆円強程度）を定めている。 国土強靱化の取組を安定的に推進するためには、財源確保が重要であることから、財源確保方策の検討を開始するものである。		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）		百万円 （ 百万円） （ 百万円）

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○「第1次国土強靱化実施中期計画」（令和7年6月6日閣議決定） 第5章 フォローアップと計画の見直し さらに、今後の実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。 ○「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（令和7年6月13日閣議決定） 第2章 4. 国民の安心・安全の確保 （1）防災・減災・国土強靱化の推進 国土強靱化実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。
		政策の達成目標	
		租税特別措置の適用又は延長期間	
		同上の期間中の達成目標	
		政策目標の達成状況	
	有効性	要望の措置の適用見込み	
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	
		予算上の措置等の要求内容及び金額	

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
		要望の措置の妥当性	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	
		前回要望時の達成目標	
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	
これまでの要望経緯		新規要望	

令和 8 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 (新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長)

(総務省自治行政局公務員部福利課)

項 目 名		退職等年金給付の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長	
税 目		法人税	
要 望 の 内 容	退職等年金給付の積立金に対する特別法人税について、その健全な運営を確保するため、これらの積立金に対する特別法人税を撤廃する。撤廃に至らない場合、課税停止措置の延長を行う。		
	(参照条文) 法人税法第 7 条、第 83 条、第 84 条及び第 87 条 地方税法第 51 条第 1 項及び第 314 条の 4 第 1 項、 地方法人税法第 10 条 租税特別措置法第 68 条の 5		
		平年度の減収見込額	— 百万円
		(制度自体の減収額)	(— 百万円)
		(改正増減収額)	(— 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必	(1) 政策目的		
	退職等年金給付は、地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上及び公務の能率的運営を図るための制度であり、これらの充実を図る。		
今 回 の 要 望 (租	合 理 性	政 策 体 系 における 政策目的の 位置 付け	【総務省政策評価基本計画（令和 5 年総務省訓令第 16 号）】 第 6 章 第 2 節 2 事後評価の対象 イ 地方行財政 1 分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等
		政 策 の 達成目標	特別法人税を撤廃し、又は撤廃に至るまで課税停止措置を延長することにより、退職等年金給付制度の健全な運営を図り、地方公務員及びその遺族の安定した老後の所得確保及び公務の能率的運営を図る。

		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置を要望
		同上の期間中の達成目標	特別法人税を撤廃し、又は撤廃に至るまで課税停止措置を延長することにより、退職等年金給付制度の健全な運営を図り、地方公務員及びその遺族の安定した老後の所得確保及び公務の能率的運営を図る。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	退職等年金給付の制度の加入者(約 294 万人(令和5年度末))に影響がある。 なお、退職等年金給付の業務を行う地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会が特別法人税の納税義務者である。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	退職等年金給付の積立金の確保が図られることにより、地方公務員及びその遺族の安定した老後の所得確保及び公務の能率的運営を図ることができる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を提出している。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	退職等年金給付の制度の加入者等の安定した老後の所得確保及び公務の能率的運営を図ることができる。
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		平成 26 年度税制改正要望において、退職等年金給付制度の創設に伴う所要の措置を要望し、平成 26 年度において特別法人税の課税停止が延長されている。 平成 29 年度、令和 2 年度、令和 5 年度税制改正要望においても、同様に延長されている。

令和 8 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 (新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長)

(総務省自治行政局公務員部福利課)

項 目 名		全世代型社会保障構築のための税制上の所要の措置	
税 目		所得税、法人税、相続税、贈与税、登録免許税、消費税、たばこ税、印紙税、国税徴収法、租税条約等実施特例法、国外送金等調書法	
要 望 の 内 容	社会保障審議会等において検討を行い、その検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講じる。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	－ 百万円 (－ 百万円) (－ 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(3) 政策目的 2040 年を視野に入れて、高齢化への対応とあわせて、生産年齢人口の減少に対応した全世代型の社会保障を速やかに構築していくため、「こども未来戦略」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）等を踏まえ、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する。 地方公務員共済制度においても、生産年齢人口の減少に対応した全世代型の社会保障の構築を目指し、地方公務員等の生活の保障又は安定を図ることを目的とする。		
	(4) 施策の必要性 地方公務員等の生活の保障又は安定を図るため、社会保障審議会等において検討を行い、その検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講じる必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【総務省政策評価基本計画（令和5年総務省訓令第16号）】 第6章 第2節 2 事後評価の対象 イ 地方行財政 1 分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等
		政策の達成目標	持続可能な社会保障制度を構築することにより、地方公務員等の生活の保障又は安定を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	社会保障審議会等における検討を踏まえ、所要の税制上の措置を伴う制度改革を講じることにより、持続可能な社会保障制度を構築することが可能となる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	社会保障審議会等における検討を踏まえ、所要の税制上の措置を伴う制度改革を講じることにより、持続可能な社会保障制度を構築することが可能となり、地方公務員等の生活の保障又は安定を図る。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—

令和 8 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（総務省地域通信振興課デジタル経済推進室）

項 目 名	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長等		
税 目	所得税 （租税特別措置法第 28 条の 2、租税特別措置法施行令第 18 条の 5） 法人税 （租税特別措置法第 67 条の 5、租税特別措置法施行令第 39 条の 28）		
要 望 の 内 容	【要望事項】 適用期限を 2 年延長する。（令和 10 年 3 月 31 日まで） 昨今の経済状況等やインボイス制度の対応状況を踏まえて、所要の見直しを行う。 【制度概要】 中小企業者等が取得価額 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額 300 万円を限度に、全額損金算入できる制度。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）	精査中 （▲40,900 百万円） - 百万円

(1) 政策目的

中小企業は我が国雇用の 7 割を支える重要な存在である。中小企業は人手不足や不透明な経済情勢・海外情勢に直面しており、加えて、昨今の物価高、インボイス制度や電子帳簿保存法への対応に迫られていることから、中小企業の事務負担の軽減を図ることが必要。また、事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることも図る。

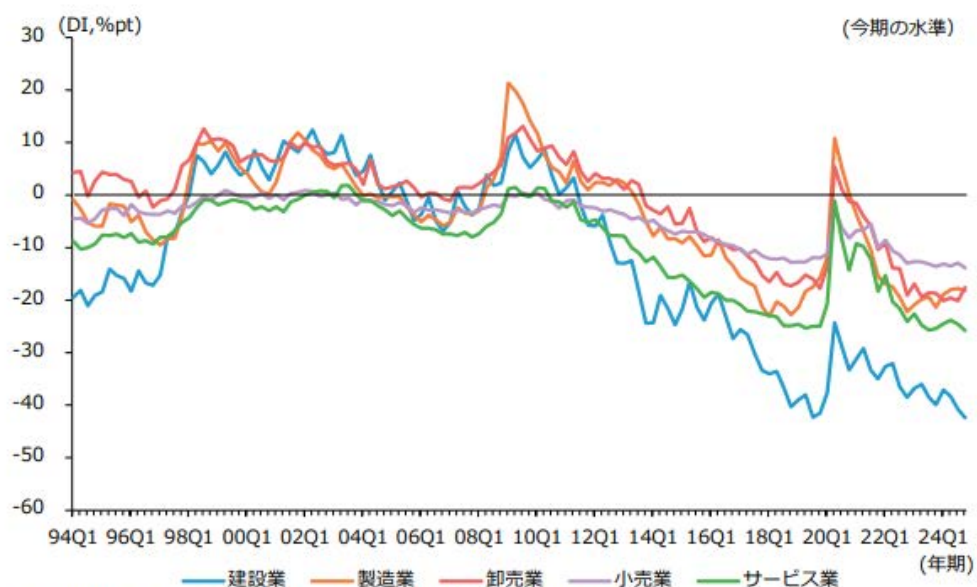
(2) 施策の必要性

中小企業は人員確保が困難な中でバックオフィスに十分な人員を割けないことが多く、また、一定のスキルが必要な経理人材を十分に確保することは困難であることから、本税制措置により減価償却資産の管理等に係る経理事務の負担軽減を図ることは不可欠である。

中小企業庁が実施した委託調査によれば、本税制措置を利用した中小企業のうち、60.6%がパソコンを取得している。また、情報機器や情報処理ソフトウェア等の関連設備の取得も一定程度あり、直接・間接部門における事業効率向上につながる設備を導入している。

そのため、本税制措置により、減価償却資産の管理や納税等に係る事務負担の軽減、事務処理能力の向上に資する少額資産の取得を促進することによる事業効率の向上を図ることが必要不可欠である。

<参考> 中小企業の従業員数過不足 DI の推移



資料：中小企業庁・（独）中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

（注）従業員数過不足DIは、従業員数の今期の水準について、「過剰」と答えた企業の割合（%）から、「不足」と答えた企業の割合（%）を引いたもの。

（出典）中小企業景況調査

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	V. 情報通信（ICT 政策） 2. 情報通信技術高度利活用の推進
		政策の達成目標	本税制措置が中小企業の事務負担に配慮して創設された経緯を踏まえ、中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上に係る指標として、間接部門にかかる費用の増減を計測する観点から売上高に対する販売費及び一般管理費の比率をメルクマールとする。また、中小企業における当該比率が 27%程度、それ以外の企業における当該比率が 16%程度であることを踏まえ、中小企業における当該比率が 20%以下の水準に到達することを目指す。
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和 8 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日まで（2 年間）
		同上の期間中の達成目標	売上高に対する販売費及び一般管理費の比率 20%以下の水準に到達することを目指す。
		政策目標の達成状況	売上高に対する販売費及び一般管理費（資本金 1 億円未満の企業）の比率 平成 29 年度 26.5% 平成 30 年度 27.8% 令和元年度 28.5% 令和 2 年度 29.7% 令和 3 年度 29.7% 令和 4 年度 29.8% 令和 5 年度 29.5% （参考）資本金 1 億円以上の企業における当該比率の状況 平成 29 年度 16.0% 平成 30 年度 15.1% 令和元年度 16.0% 令和 2 年度 16.9% 令和 3 年度 16.5% 令和 4 年度 15.5% 令和 5 年度 16.0% （出典）財務省「法人企業統計調査（年次別）」より試算
	有効性	要望の措置の適用見込み	精査中
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本税制措置により、中小企業における減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減や、事務の効率化に資する情報通信関連の機器が多く導入されることによる事業効率の向上等が図られている。

相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	—																				
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																				
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																				
	要望の措置の妥当性	中小企業は従業員数が少ないことが多く、一定のスキルが必要な経理人材を十分に確保することが困難であることを踏まえれば、取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産の全額損金算を認めることにより、減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減、パソコン等の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上等の効果が得られることから、措置として妥当である。																				
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	○主な少額減価償却資産の特例の利用業種（令和 5 年度） <table><tr><th>業種</th><th>割合</th></tr><tr><td>サービス業</td><td>31.4%</td></tr><tr><td>建設業</td><td>18.9%</td></tr><tr><td>製造業</td><td>12.0%</td></tr><tr><td>不動産業</td><td>9.3%</td></tr><tr><td>小売業</td><td>8.2%</td></tr><tr><td>卸売業</td><td>7.5%</td></tr><tr><td>料理飲食旅館業</td><td>4.2%</td></tr><tr><td>運輸通信公益事業</td><td>3.2%</td></tr><tr><td>その他</td><td>5.3%</td></tr></table> （出典）財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（令和 6 年 2 月国会提出）」	業種	割合	サービス業	31.4%	建設業	18.9%	製造業	12.0%	不動産業	9.3%	小売業	8.2%	卸売業	7.5%	料理飲食旅館業	4.2%	運輸通信公益事業	3.2%	その他	5.3%
	業種	割合																				
	サービス業	31.4%																				
建設業	18.9%																					
製造業	12.0%																					
不動産業	9.3%																					
小売業	8.2%																					
卸売業	7.5%																					
料理飲食旅館業	4.2%																					
運輸通信公益事業	3.2%																					
その他	5.3%																					
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	④ 租税特別措置法の条項：第 67 条の 5 ⑤ 適用件数：657,884 件（令和 5 年度） ⑥ 適用額：3,728 億円（令和 5 年度）																					
租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	本税制措置は、取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産の全額損金算入を認めることによる減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減や事務処理能力・事業効率の向上を図ることを目的としているところ、本税制措置創設以降、中小企業庁が実施した委託調査によると、税務申告書類の作成等について、平均約 3 時間の事務負担の軽減につながっている。																					

	前回要望時の達成目標	売上高に対する販売費及び一般管理費の比率 20%以下の水準に到達することを目指す。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	本税制措置による事務負担の軽減により、中小企業における間接部門にかかる費用は一定程度軽減に寄与していると考えられる。しかし、人手不足等に直面している中小企業において、人件費の増加等により、売上高に対する販売費及び一般管理費比率は 20%を上回る状況であり、目標達成には至っていない。 (上記「政策目標の達成状況」参照)
これまでの要望経緯		平成 15 年度 創設
		平成 18 年度 損金算入額の上限を年間 300 万円とした上で 2 年間の延長（平成 20 年 3 月末まで） 平成 20 年度 2 年間の延長（平成 22 年 3 月末まで） 平成 22 年度 2 年間の延長（平成 24 年 3 月末まで） 平成 24 年度 2 年間の延長（平成 26 年 3 月末まで） 平成 26 年度 2 年間の延長（平成 28 年 3 月末まで） 平成 28 年度 適用対象を従業員 1,000 人以下の事業者に限定した上で 2 年間の延長（平成 30 年 3 月末まで） 平成 30 年度 2 年間の延長（令和 2 年 3 月末まで） 令和 2 年度 適用対象を従業員 500 人以下の事業者に限定した上で 2 年間の延長（令和 4 年 3 月末まで） 令和 4 年度 対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した資産を除外した上で 2 年間の延長（令和 7 年 3 月末） 令和 6 年度 対象法人から電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により法人税の確定申告書等に記載すべきものとされる事項を提供しなければならない法人のうち常時使用する従業員の数が 300 人を超えるものを除外したうえで 2 年間の延長（令和 8 年 3 月末）

令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（総務省 国際戦略局 技術政策課）

項 目 名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長		
税 目	所得税（租税特別措置法第 10 条、租税特別措置法施行令第 5 条の 3、租税特別措置法施行規則第 5 条の 6） 法人税（租税特別措置法第 42 条の 4、租税特別措置法施行令第 27 条の 4、租税特別措置法施行規則第 20 条）		
要 望 の 内 容	我が国の成長力・国際競争力を高めるには、中長期的に企業の研究開発投資の増加を促し、国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するためのインセンティブの強化が必要。特に、科学に対する官民の投下資本が巨大化し、科学からビジネスに至るまでのスピードが加速する「科学とビジネスの近接化の時代」が到来しており、各国は、戦略的な科学技術領域を選定し、政策リソースを重点投下している。また、各国においてイノベーション拠点の獲得に向けた、政策的な競争が激化している。このため、現行の一般型を土台として民間の創意工夫を分野を問わず支えた上で、戦略技術領域に対する研究開発投資の拡大、大学等における戦略研究拠点との産学連携の促進、中長期的な研究開発投資を促し国際的にイコールフットリングな投資環境の整備等に向けた見直しを行う。 ○既存の一般型等とは別に、日本の戦略技術領域を対象とした戦略技術領域型を創設 ○オープンイノベーション型の中に、特定大学等戦略研究拠点との共同・委託研究を追加 ○大学等との共同・委託研究時の対象費用の明確化、手続き合理化 ○税額控除の繰越制度の導入 ○高度研究人材の活用に関する試験研究費の拡充 ○中堅企業に対するインセンティブの強化 ○試験研究費の範囲の明確化 ○一般型の控除率の上乗措置の適用期限の延長（3 年間延長（令和 10 年度末まで）） ○増減試験研究費割合に応じた税額控除額の上限の変動特例の延長（3 年間延長（令和 10 年度末まで）） ○試験研究費の額が平均売上金額の 10%超の場合の上乗措置の適用期限の延長（3 年間延長（令和 10 年度末まで）） ○中小企業者等について、試験研究費が 12%超増加した場合の上乗措置の適用期限を延長（3 年間延長（令和 10 年度末まで）） ○中小企業者等について、試験研究費が 12%超増加した場合の控除率及び控除上限の上乗措置の適用期限を延長（3 年間延長（令和 10 年度末まで）） ○中小企業等における控除率の見直し ○中小企業者等の手続きの明確化（試験研究費の算出に必要な証憑類の周知） ○オープンイノベーション型における中小企業者向けの控除率の上乗せ 等		
	平年度の減収見込額	（精査中）百万円	

			(制度自体の減収額) (改正増減収額)	(▲947,900)百万円 (+23,000)百万円
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(3) 政策目的 我が国の研究開発投資総額（令和5年度：22.0兆円）の大層を占める民間企業の研究開発投資（同：18.0兆円）を維持・拡大することにより、イノベーション創出に繋がる中長期・革新的な研究開発等を促し、我が国の成長力・国際競争力を強化する。 (4) 施策の必要性 我が国の民間企業は、国全体の研究開発投資総額の約8割を担っており、イノベーション創出にあたって中核的な機能を果たしている。我が国の経済成長力、国際競争力の維持・強化を図っていくためには、民間企業の創意工夫ある自主的な研究開発投資を促進していく必要がある。 一般的に、研究開発投資は、企業にとっては「今すぐには稼げない」投資であり、その経済効果も後から生まれるものであることから、短期的に見た場合には優先順位が低くなる。 また、研究開発投資は、一企業による投資が経済社会全体に波及し好影響を与える（スピルオーバー効果）いわゆる外部経済性を有するため、社会的に望ましい水準を下回り過小投資となりやすい性質も持つ。そのため、我が国の成長力・国際競争力の源泉となる研究開発活動を適正水準へと促し、さらに加速させるために政府による支援が必要である。 革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。 加えて、近年、科学に対する官民の投下資本が巨大化し、科学からビジネスに至るまでのスピードが加速する「科学とビジネスの近接化」の時代が到来し、各国は、戦略的な科学技術領域を選定し、政策リソースを重点投下している。また、各国においてイノベーション拠点の獲得に向けた、政策的な競争が激化している。このため、現行の一般型を土台として民間の創意工夫を分野を問わず支えた上で、戦略技術領域に対する研究開発投資を拡大、大学等における戦略研究拠点との産学連携の促進、中長期的な研究開発投資を促し国際的にイコールフットリングな投資環境の整備等に必要な税制措置を講じることが必要である。			
	今回の要望（租税特別措置）の合理性	政策体系における政策目的の位置付け	令和8年度概算要求における政策体系図 【基本計画】 V. 情報通信（ICT政策） 2. 情報通信技術高度利活用の推進 ○科学技術・イノベーション基本計画〔令和3年3月26日閣議決定〕 第3章 科学技術・イノベーション政策の推進体制の強化 1. 知と価値の創出のための資金循環の活性化 (b) あるべき姿とその実現に向けた方向性 【科学技術・イノベーション政策において目指す主要な数値目標】（主要指標） ・ 2021年度より2025年度までの、政府研究開発投資の総額の規模：約30兆円	

		・ 2021 年度より 2025 年度までの、官民合わせた研究開発投資の総額：約 120 兆円（政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案） ○経済財政運営と改革の基本方針 2025 [令和 7 年 6 月 13 日閣議決定] 第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現 1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着 ～賃上げ支援の政策総動員～ （中堅・中小企業による賃上げの後押し） 中堅企業の研究開発や大規模設備投資を支援するとともに、ファンド等からの出資を通じ、資金調達環境を整備する。～略～100 億円超えの売上げを目指すことを宣言する企業の設備投資支援等を行うとともに、中小・小規模事業者の新事業進出・事業構造転換、研究開発及び新製品・サービス開発を支援する。 3. 「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加 ～略～ （4）先端科学技術の推進 我が国の国力に直結する科学技術・イノベーション力を強化し、国際競争を勝ち抜くため、官民が連携して大胆な投資を行い、多様で豊富な「知」を生み出すエコシステムを活性化する。このため、社会課題解決の原動力となるAI、量子、フュージョンエネルギー、マテリアル、バイオ、半導体、次世代情報通信基盤（Beyond 5G）、健康・医療等について、分野をまたいだ技術融合による研究開発・社会実装を一気通貫で推進する。 ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版 [令和 7 年 6 月 13 日閣議決定] Ⅲ. 投資立国の実現 2030 年度 135 兆円、2040 年度 200 兆円という新たな国内投資目標を官民で必ず実現する。 1. 中堅企業の創出・成長加速 ②中堅企業の研究開発・輸出の促進 ～略～ 同時に、中堅・中小企業による大学等との連携も含めた研究開発を大胆に促すための仕組みを検討する。 V. 科学技術・イノベーション力の強化 1. 産業競争力を高めることを軸とした戦略的に重要な技術領域への一気通貫での支援 研究開発を通じた日本企業の産業競争力の向上の観点から、各国が戦略的に重要な技術領域を見極めて、予算や税制等のインセンティブ制度を通じ、人材育成・研究開発・成長する大学などの拠点形成・設備投資・スタートアップ育成・ルール形成等の政策を一気通貫で講じる中、我が国において戦略的な重要技術領域でのイノベーションを誘発していくための取組を強化していく。 このためにも、重要技術領域での企業の研究開発投資の拡大や、企業と大学等の研究開発の重要拠点との連携強化、企業の博士人材等の活用促進等に加え、国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するため、これまで実施してきた施策の振り返りも踏まえつつ、研究開発税制等の税制によるメリハリあるインセンティブを検討する。
--	--	--

		○産業構造審議会経済産業政策新機軸部会 第4次中間整理 ～ 成長投資が導く2040年の産業構造 ～ [令和7年6月3日] IV. 長期目標に向けた施策の進捗と今後検討が必要となる政策 (10)イノベーション・スタートアップ ③今後必要な施策 【国として重要な技術領域への一気通貫での集中支援】 (研究開発投資インセンティブの重点化・強化) ・研究開発税制について、戦略的に重要な技術への企業の研究開発投資の拡大や、企業と大学等の研究開発の重要拠点との連携強化、企業の博士人材等の活用促進、製造業のみならず非製造業における研究開発の促進、中堅企業の成長につながる研究開発投資の拡大に関するインセンティブの強化を検討する。 ・研究開発税制等について、国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するためのインセンティブの強化を検討する。 ○産業構造審議会イノベーション・環境分科会イノベーション小委員会中間とりまとめ～「科学とビジネスの近接化」時代のイノベーション政策～ [令和7年4月17日] 3. 政策の方向性と具体的施策 (1) 戦略技術領域の特定と一気通貫支援 ① 研究開発投資インセンティブの重点化・強化 有望な先端的な科学領域への巨額の投資競争が進む現状を踏まえ、戦略的に重要な技術について、国が一歩前に出て、企業によるリスク投資の呼び水としてのインセンティブ措置の強化を検討する。あわせて、国内外の企業による我が国での研究開発・イノベーション投資の加速に向け、国際情勢も踏まえつつ、研究開発拠点としての立地競争力を強化すべく、中長期目線での投資環境の整備、大学やスタートアップとの連携強化、産業界から資金を得た大学等の研究力強化、知財や博士を含む人材の有効活用促進等、川上から川下までの一貫した戦略的措置の充実化とともに、研究開発のポテンシャルを有する中堅企業へのインセンティブ措置の強化を検討する。 <具体的施策> ・量子、AI、バイオ等の戦略的に重要な技術について、企業が研究開発投資を拡大するためのインセンティブ施策の強化（予算、研究開発税制等） ・戦略技術領域に関する重要拠点の特定と企業が中長期目線で連携を深めていくためのインセンティブ施策の強化（予算、研究開発税制等） ・企業における博士を含む人材の活用促進のインセンティブの強化（予算、研究開発税制等） ・中堅企業の成長につながる研究開発投資のインセンティブ施策の強化（予算、研究開発税制等） ・国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するためのインセンティブ施策の強化（予算、研究開発税制等） ③ 人材高度化・多様化とグローバル・タレントの獲得 イノベーションを進めるためには、多様な高度人材を育成・確保すると同時に、こうした人材が産学官を超えて共働することを促進する必要がある。そこで、トップクラスのエンジニア等も含めたイノベーションを支える高度人材を確保するため、産学官連携による人材育成の強化、企業における博士人材の活用促進、高度外国人材の呼び込みを進めるとともに、多様な経験によるイノベーションの加速に向けた産学間や大企業とスタートアップ間の人材交流を加速する。 <具体的施策> ～略～ ・企業における博士人材の活用促進のインセンティブの強化（予算、研究開発税制等）、博士人材の活用促進に向けたガイドブックの普及
--	--	--

		政 策 の 達成目標	○2021 年度～2025 年度までの目標 官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円にする。 （政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案） ○2026 年度以降の目標 2026 年度（令和 8 年度）以降の研究開発投資額の目標については、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局において、令和 7 年度中を目途に第 7 期科学技術・イノベーション基本計画に向けた検討が進められており、本特例措置の目標についても同計画を踏まえて設定。 《成果指標》 国内研究開発投資の総額 《目標値》 官民合わせた研究開発投資の総額を 2026 年度より 2030 年度までに約 120 兆円（5 年間）にする。（2026 年度（令和 8 年度）以降の研究開発投資額の目標については、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局において、令和 7 年度中を目途に第 7 期科学技術・イノベーション基本計画に向けた検討が進められており、本措置についても同計画を踏まえ設定する。）
			○既存の一般型等とは別に、日本の戦略技術領域を対象とした戦略技術領域型の創設 ○ オープンイノベーション型の中に、特定大学等戦略研究拠点との共同・委託研究の追加 ○大学等との共同・委託研究時の対象費用の明確化、手続き合理化 ○税額控除の繰越制度の導入 ○高度研究人材の活用に関する試験研究費の拡充 ○中堅企業に対するインセンティブの強化 ○試験研究費の範囲の明確化 ○中小企業等における控除率の見直し ○中小企業者等の手続きの明確化（試験研究費の算出に必要な証憑類の周知） ○オープンイノベーション型における中小企業者向けの控除率の上乗せ （以上、適用期限の定めなし） ○一般型の控除率の上乗措置の適用期限の延長 ○増減試験研究費割合に応じた税額控除額の上限の変動特例の延長 ○試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える場合の上乗措置の延長 ○中小企業者等について、試験研究費が 12%超増加した場合に控除率及び控除上限の上乗措置の延長 （以上、令和 8 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日（3 年間））
		同上の期間 中 の 達 成 目 標	第 7 期「科学技術・イノベーション基本計画」改定作業において精査中

		○官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円にするとの達成目標に対して、2021 年度～2023 年度の研究開発投資総額の合計は約 62.5 兆円となっている。 研究費の推移（兆円） <table><tr><td></td><td>2021 年度</td><td>2022 年度</td><td>2023 年度</td><td>2024 年度※</td><td>2025 年度※</td><td>合計</td><td>目標値 （2021～ 2025 年 度）</td></tr><tr><td>総額</td><td>19.7</td><td>20.7</td><td>22.0</td><td>- (23.4)</td><td>- (24.9)</td><td>62.5 (110.7)</td><td>120</td></tr></table> ※2024 年度は科学技術研究調査による統計データが公表されておらず、2025 年度は事業年度中であり実績の把握ができないため、2023 年度の研究費の対前年度伸び率を前提とした予測値を記載。 企業の自己負担研究費（兆円） <table><tr><td></td><td>2021 年度</td><td>2022 年度</td><td>2023 年度</td><td>2024 年度</td><td>2025 年度</td></tr><tr><td>企業</td><td>15.7</td><td>17.0</td><td>18.0</td><td>-</td><td>-</td></tr></table> [出典：2024 年（令和 6 年）科学技術研究調査（総務省）]		2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度※	2025 年度※	合計	目標値 （2021～ 2025 年 度）	総額	19.7	20.7	22.0	- (23.4)	- (24.9)	62.5 (110.7)	120		2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	企業	15.7	17.0	18.0	-	-
	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度※	2025 年度※	合計	目標値 （2021～ 2025 年 度）																							
総額	19.7	20.7	22.0	- (23.4)	- (24.9)	62.5 (110.7)	120																							
	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度																									
企業	15.7	17.0	18.0	-	-																									
有効性	要望の措置の適用見込み	○令和 8 年度適用件数見込み ・一般型 9,650 件／事業年度 ・中小企業技術基盤強化税制 6,016 件／事業年度 ・オープンイノベーション型 2,941 件／事業年度																												
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	研究論文（Kasahara et al. (2014)）によれば、2003 年度の税制改正における総額型の導入により、研究開発投資が 3.0～3.4% 増加したとされている。また、経済産業省と連携した上で、経済産業研究所が EBPM の一環として行った研究のディスカッションペーパー（池内(2022)）によれば、2015 年度の税制改正におけるオープンイノベーション型の拡充により、平均で 14.4%の外部支出研究開発投資の増加に寄与したことが示されている。 以上のように、本税制の効果分析は一定程度行われているところであるが、こうした過去の分析等を踏まえつつ、引き続き、本税制の効果分析について検討していく。																												
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし																												
	予算上の措置等の要求内容及び金額	政府全体で様々な研究開発予算の要求が行われる予定																												

		予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く、中立的に促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。 なお、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。 民間研究開発投資に対する政府支援の割合 <table><tr><th></th><th>研究開発税制等</th><th>補助金等</th><th>合 計</th></tr><tr><td>日本</td><td>5.89%</td><td>1.85%</td><td>7.74%</td></tr><tr><td>米国</td><td>5.20%</td><td>3.90%</td><td>9.10%</td></tr><tr><td>英国</td><td>15.05%</td><td>5.13%</td><td>20.18%</td></tr><tr><td>独国</td><td>0.19%</td><td>3.52%</td><td>3.71%</td></tr><tr><td>仏国</td><td>19.48%</td><td>9.39%</td><td>28.87%</td></tr><tr><td>韓国</td><td>5.65%</td><td>4.91%</td><td>10.56%</td></tr><tr><td>中国</td><td>12.54%</td><td>2.40%</td><td>14.94%</td></tr><tr><td>OECD 平均</td><td>6.5%</td><td>4.81%</td><td>11.31%</td></tr></table> (出典：OECD Government direct funding and tax support for business R&D, 2023 As a percentage of BERD) ※独国は従来税制支援制度が無かったが、研究開発に係る税制上の優遇措置に関する法律 Research Allowance Act (RAA) を 2019 年可決、2020 年 1 月から施行。		研究開発税制等	補助金等	合 計	日本	5.89%	1.85%	7.74%	米国	5.20%	3.90%	9.10%	英国	15.05%	5.13%	20.18%	独国	0.19%	3.52%	3.71%	仏国	19.48%	9.39%	28.87%	韓国	5.65%	4.91%	10.56%	中国	12.54%	2.40%	14.94%	OECD 平均	6.5%	4.81%	11.31%
	研究開発税制等	補助金等	合 計																																			
日本	5.89%	1.85%	7.74%																																			
米国	5.20%	3.90%	9.10%																																			
英国	15.05%	5.13%	20.18%																																			
独国	0.19%	3.52%	3.71%																																			
仏国	19.48%	9.39%	28.87%																																			
韓国	5.65%	4.91%	10.56%																																			
中国	12.54%	2.40%	14.94%																																			
OECD 平均	6.5%	4.81%	11.31%																																			
	要望の措置の妥当性	・革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。 ・研究開発税制については、平成 29 年度税制改正において、総額型の仕組みに研究開発投資の増減に応じて支援にメリハリをつける仕組みを導入した。さらに、令和元年度税制改正、令和 3 年度税制改正、令和 5 年度改正のそれぞれにおいて控除率カーブを変更し、更なるメリハリの強化を進めてきたところ。 ・しかしながら、2021 年に閣議決定された「科学技術・イノベーション基本計画」において「官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円にする」ことが目標として示されており、官民合わせた研究開発投資（名目）は増加傾向にあるが、目標（第 6 期基本計画中に約 120 円）とは乖離がある状況（第 1 回 総合科学技術・イノベーション会議 基本計画専門調査会（令和 6 年 12 月 24 日））。このため、引き続き、企業の研究開発投資を増加させていくことが必要な状況であり、所要の重点化等を図った上で図った上で延長をすることが妥当。 ・科学に対する官民の投下資本が巨大化し、科学からビジネスに至るまでのスピードが加速する「科学とビジネスの近接化」の時代が到来。各国は、戦略的な科学技術領域を選定し、政策リソースを重点投下している。また、各国においてイノベーション拠点の獲得に向けた、政策的な競争が激化している。このため、現行の一般型を土台として民間の創意工夫を分野を問わず支えた上																																				

			で、戦略技術領域に対する研究開発投資を拡大、大学等における戦略研究拠点との産学連携の促進、中長期的な研究開発投資を促し国際的にイコルフッティングな投資環境の整備等が必要。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	③ 減収額実績（うち、資本金 1 億円以下の法人分） ＜一般型＞ 令和 3 年度 6,120 億円（159 億円） 令和 4 年度 7,255 億円（422 億円） 令和 5 年度 8,994 億円（542 億円） ＜中小企業技術基盤強化税制＞ 令和 3 年度 256 億円（254 億円） 令和 4 年度 241 億円（237 億円） 令和 5 年度 258 億円（250 億円） ＜オープンイノベーション型＞ 令和 3 年度 151 億円（6 億円） 令和 4 年度 141 億円（12 億円） 令和 5 年度 226 億円（14 億円） ④ 適用件数（うち、資本金 1 億円以下の法人分） ＜一般型＞ 令和 3 年度 3,556 件（1,005 件） 令和 4 年度 8,014 件（4,091 件） 令和 5 年度 9,047 件（4,910 件） ＜中小企業技術基盤強化税制＞ 令和 3 年度 5,558 件（5,542 件） 令和 4 年度 5,636 件（5,624 件） 令和 5 年度 5,638 件（5,624 件） ＜オープンイノベーション型＞ 令和 3 年度 593 件（287 件） 令和 4 年度 2,752 件（1,728 件） 令和 5 年度 3,120 件（1,974 件） （出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査」）	
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	② 租税特別措置法の条項 42 条の 4 ②令和 5 年度適用件数（うち、資本金 1 億円以下の企業分） （1）一般型 : 9,047 件（4,910 件） （2）中小企業技術基盤強化税制 : 5,638 件（5,624 件） （3）オープンイノベーション型 : 3,120 件（1,974 件） ③令和 5 年度適用額（うち、資本金 1 億円以下の企業分） （1）一般型 : 8,994 億円（542 億円） （2）中小企業技術基盤強化税制 : 258 億円（250 億円） （3）オープンイノベーション型 : 226 億円（14 億円）

	租税特別措置 の適用に よる効果 (手段として の有効性)	○企業の自己負担研究費の推移（うち、資本金 1 億円未満の企業分） 平成 26 年度 147,388 億円（4,887 億円） 平成 27 年度 147,727 億円（4,061 億円） 平成 28 年度 143,075 億円（4,419 億円） 平成 29 年度 149,863 億円（3,849 億円） 平成 30 年度 154,369 億円（3,585 億円） 令和 元年度 154,473 億円（4,010 億円） 令和 2 年度 152,236 億円（4,358 億円） 令和 3 年度 156,567 億円（4,815 億円） 令和 4 年度 169,982 億円（7,570 億円） 令和 5 年度 180,151 億円（5,466 億円） （出典：総務省「科学技術研究調査」）
	前回要望時の 達成目標	官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円にする。
	前回要望時 からの達成度 及び目標に達 していない場 合の 理 由	目標期間中であるが、官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円（5 年間）にするとの達成目標に対して、2021 年度～2023 年度の研究開発投資総額の合計は約 62.5 兆円（3 年間）。
これまでの 要望経緯	昭和 42 年度 創設 増加した試験研究費の 25%税額控除 昭和 43 年度 拡充 12%を越える増加分…50%税額控除 12%以下増加分………25%税額控除 昭和 49 年度 縮減 15%を越える増加分…50%税額控除 15%以下増加分………25%税額控除 昭和 51 年度 縮減 増加した試験研究費の 20%税額控除 昭和 60 年度 拡充 基盤技術研究開発促進税制の創設 中小企業技術基盤強化税制の創設 昭和 63 年度 拡充 特定株式の取得価額の 20%を増加試験研究費 として特別加算 平成 5 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の創設 （共同試験研究促進税制の創設） 平成 6 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 （国際共同試験研究促進税制の創設） 平成 7 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 （大学との共同試験研究を追加） 平成 9 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 （大学との共同試験研究を行う民間企業が自 社内で支出する試験研究費を税額控除の対象 に追加） 平成 11 年度 拡充 比較試験研究費の額を過去 5 年間の各期の試 験研究費の額の多い方から 3 期分の平均額と し、当期の試験研究費の額を超える場合に は、その比較試験研究費の額を超える部分の	

		金額の 15%相当額を税額控除する制度へ改組。
		特別税額控除限度額を当期の法人税額の 12%相当額（特別試験研究の額がある場合には、その支出額の 15%相当額を加算することとし、当期の法人税額の 14%相当額）に変更。
	縮減	基盤技術研究開発促進税制及び事業革新円滑化法の特定事業者に係る特例の廃止。
平成 13 年度	拡充	特別試験研究費の範囲に研究交流促進法の試験研究機関等に該当する特定独立行政法人との共同試験研究を追加。
	縮減	伝統的工芸品産業の振興に関する法律の製造協同組合等が賦課する負担金の廃止。
平成 15 年度	拡充	試験研究費総額の一定割合の税額控除制度（総額型）の創設。
平成 18 年度	拡充	試験研究費の増加額に係る税額控除制度の創設。
	縮減	税額控除率の 2%上乗せ措置の廃止。
平成 20 年度	拡充	試験研究費の増加額×5%を税額控除する制度（増加型）の創設。
		売上高の 10%を超える額×一定比率を税額控除する制度（高水準型）の創設。
平成 21 年度	拡充	産業技術力強化法の一部改正に伴い、改正後の同法に規定する試験研究独立行政法人と共同して行う試験研究に係る費用及び同法人に委託する試験研究に係る費用を加える。
	拡充	（経済対策）総額型等について①控除上限の引上げ（20%→30%）、②税額控除限度超過額の平成 23、24 年度への繰越控除を措置（22 年度末まで）。
平成 22 年度	延長	増加型・高水準型の適用期限を 2 年間延長（23 年度末まで）。
平成 23 年度	縮減	総額型の控除上限を 20%から 30%に引き上げる措置について、適用期限延長せず。
	延長	（平成 23 年 6 月再つなぎ法） 総額型の控除上限を 20%から 30%に引き上げる措置を延長（23 年度末まで）。
平成 24 年度	延長	増加型・高水準型の適用期限を 2 年間延長（25 年度末まで）。
平成 25 年度	拡充	総額型の控除上限の引上げ（20%→30%）（26 年度末まで）
平成 26 年度	拡充	増加型・高水準型の適用期限を 3 年間延長（28 年度末まで） 増加型を、試験研究費の増加割合に応じて控除率が高くなる仕組み（最大 30%まで）に改組。
平成 27 年度	拡充	総額型と特別試験研究費税額控除制度（0I 型）をあわせ、控除上限を 30%（総額型

		25%、OI 型 5%) にするとともに、両制度を適用期限の定めのない措置に改組。 OI 型について、①控除率の引上げ (12%→20%/30%)、②対象費用の拡大 (中小企業者等からの知財権の使用料の追加)。
	縮減	繰越控除制度の廃止。
平成 29 年度	拡充	増加型を廃止した上で、試験研究費の増減率に応じて総額型の控除率の変動する仕組みを導入 (控除率の一部は 30 年度末まで)。 売上高試験研究費割合が 10%超の場合、その割合に応じて控除上限を上乗せできる仕組みを導入 (30 年度末まで)。 中小企業者等について、試験研究費が 5%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組みを導入 (30 年度末まで)。 試験研究費の定義を見直し、サービスの開発を支援対象に追加。 OI 型の要件を緩和。
	延長	高水準型の適用期限を 2 年間延長 (30 年度末まで)。
令和 元年度	拡充	特別試験研究費税額控除制度の控除上限引上げ (5%→10%)、支援対象の拡大及び一部控除率の引上げ 総額型の控除率を見直し、増加インセンティブを強化。 高水準型を廃止し、試験研究費割合が 10%超の場合の控除率上乗せ措置を創設 (令和 2 年度末まで)。 ベンチャー企業が総額型を利用する場合の控除上限の引上げ。
	延長	控除率及び控除上限の上乗せ措置を 2 年間延長 (令和 2 年度末まで)
令和 3 年度	拡充	一般型 (総額型から改名) の控除上限を 25%から 30%に引き上げ (2 年間) ※2020 年 2 月 1 日より前に終了する事業年度と比較し一定の要件を満たした場合。 一般型の控除率を見直し増加インセンティブを強化。 自社利用ソフトウェアに区分されるソフトウェアに関する試験研究費を税額控除対象に追加。 特別試験研究費における共同研究の相手方に国立研究法人の外部化法人及び人文系の研究機関を追加。
	縮減	特別試験研究費について、50 万円超の共同研究に限定。
	延長	控除率及び控除上限の上乗せ措置を 2 年間延長 (令和 4 年度末まで)

	令和 5 年度 拡充 一般型試験研究費の増減割合に応じて控除上限が変動する仕組みを導入するとともに、控除率の傾きを見直し増加インセンティブを強化。ビッグデータやAI等を活用したサービス開発において、データの収集だけでなく、既存データを利活用する場合も対象に追加。特別試験研究費におけるスタートアップの定義を見直すとともに、高度研究人材の活用を促す措置を追加。 延長 控除率及び控除上限の上乗せ措置を3年間延長（令和7年度末まで） 令和 6 年度 縮減 試験研究費の額の範囲から、居住者が国外事業所等を通じて行う事業に係る費用の額を除外。一般型について、増減試験研究費割合が0に満たない場合の税額控除割合を適用年分の区分に応じて見直すとともに、税額控除割合の下限を1%から0%に引き下げ。
--	--

（総務省）

項 目 名		優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長	
税 目		所得税、法人税	
要 望 の 内 容		【制度の概要】 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例措置（所得税：2,000 万円以下の部分について、税率を軽減（本則 15%、特例 10%）、法人税：法人重課の適用除外） 【要望内容】 上記特例措置の適用期限を 3 年間（令和 10 年 12 月 31 日まで）延長する。 【関係条文】 租税特別措置法第 31 条の 2、第 62 条の 3 第 4 項・第 5 項	
		平年度の減収見込額	－ 百万円)
		(制度自体の減収額)	(－ 百万円)
		(改 正 増 減 収 額)	(－ 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理		(1) 政策目的 暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成の促進 等 (2) 施策の必要性 職住近接や生活の利便性を重視した都心居住が進行するとともに、広い敷地や公園等を備えた優良な住環境に対するニーズは根強い。こうしたニーズに対応して、良好な環境を備えた住宅・宅地整備を促進することが引き続き求められており、「住生活基本計画（全国計画）（令和 3 年 3 月 19 日閣議決定）」においても「地域のまちづくり方針と調和したコンパクトシティの推進とともに、（略）どの世代も安全で安心して暮らせる居住環境・住宅地を整備」することが基本的な施策として掲げられているところ。 しかし、このような公共施設等の基盤整備を伴う良好な環境を備えた住宅・宅地開発は、事業期間が長く、規模も大きいいため、事業のコスト・リスク等が高くなっており、市場原理に任せただけでは十分に供給が進まない。 このため、税制上の特例措置を講じ、土地開発公社の用地取得を円滑化することにより、事業に要する期間の短期化、事業のコストやリスクの軽減を通じて、良好な環境を備えた住宅・宅地整備の促進を図る必要がある。加えて、公共用地の確保等の施策についても、事業の迅速化の観点から一層の円滑化を図る必要がある。	
今 回 の 要	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	総務省政策評価基本計画（令和 5 年総務省訓令第 1 6 号） イ. 地方行財政 ②. 地域振興（地域力創造）

		政 策 の 達成目標	都市機能更新率 42.5%（平成 30 年度）→47.0%（令和 10 年度） 等
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	3 年間（令和 8 年 1 月 1 日～令和 10 年 12 月 31 日）
		同上の期間 中 の 達 成 目 標	都市機能更新率 47.0%（令和 10 年度）
		政策目標の 達 成 状 況	令和 6 年度における都市機能更新率は 44.9%となっている。 等
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	＜地権者数＞※国土交通省による制度全体を対象とした推計値 個人 3,467 人（令和 3 年度～令和 5 年度の平均値）
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	優良な住宅地の供給を促進し、国民の居住水準の向上等を図るためには、土地所有者が優良な住宅地を造成しようとする事業者等に土地を譲渡するインセンティブを与えることによって、事業者等の用地取得を円滑化し、事業に要する期間の短期化及び事業のコスト・リスクの軽減を図ることが効果的である。そのため、本特例措置の要件を満たす土地の譲渡について、税負担を軽減することが有効である。
	相 当 性	当該要望項 目以外の税 制上の措置	・ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の軽減措置（個人住民税、法人住民税） ・ 特定住宅地造成事業に係る土地等の譲渡所得に係る 1,500 万円特別控除（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税） 等
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	社会資本整備総合交付金 （令和 8 年度予算概算要求額 5,862 億円の内数） 等
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との 関 係	良好な居住環境の整備に関する事業の事業費等に対する施行者への予算措置を行うとともに、土地の譲渡者に対し本特例措置による税制上のインセンティブを付与する等、予算措置と税制上の特例による一体的な支援措置により良好な居住環境の整備を促進する。 等
		要望の措置 の 妥 当 性	本特例措置は、優良な宅地開発等の種地の供給者に直接的に軽減措置を講ずるものであることから、他の手段で代替することが困難なものであり、また、一定の要件のもと特例措置の対象となる事業を限定している。そのため、本特例措置は的確かつ必要最低限の措置である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<減収額>※国土交通省による制度全体の実績、以下同じ。 (所得税) 令和3年 2,576 百万円 令和4年 2,483 百万円 令和5年 2,644 百万円 (前回要望時の減収見込：平年度 3,085 百万円) (法人税) 0 (前回要望時の減収見込：0) (法人の土地譲渡益に対して、通常の法人税のほか、追加課税として特別税率が課される重課制度が停止中のため。)
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	本特例措置によって、良好な環境を備えた住宅地等の開発事業が約 1,301ha (令和3年～令和5年) 進められており、居住環境の改善等に相応の効果を上げている。
	前回要望時の達成目標	都市機能更新率 42.5% (平成30年度) → 47.0% (令和10年度) 等
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	目標期間を満了していないため現時点で目標達成の成否を評価することは困難であるが、令和6年度における都市機能更新率は 44.9% となっており、居住環境の改善に相応の効果を上げている。 等
これまでの要望経緯		昭和54年度 創設 昭和60年度 延長 昭和62年度 延長 平成2年度 拡充・延長 平成3年度 拡充・延長 平成8年度 拡充・延長 平成13年度 延長 平成16年度 拡充・延長 平成21年度 縮減・延長 平成26年度 拡充・延長 平成29年度 延長 令和2年度 縮減・延長 令和5年度 縮減・延長